

## 平成27年北秋田市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成27年7月7日(火)午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(35名)

1番 三浦剛	2番 長崎成人	3番 近藤利紀
4番 金俊英	5番 長岐正	6番 三沢博隆
7番 土濃塚謙一郎	8番 佐藤篤史	9番 杉渕渉
10番 佐藤利子	11番 藤島孝雄	13番 戸沢敦男
14番 松橋利彦	15番 湊広	16番 佐藤茂延
17番 金田悦子	18番 加藤隆悦	19番 小野安則
20番 宮腰文義	22番 木村正彦	23番 太田兵一
24番 柴田隆一	25番 柴田英一	26番 佐藤稔
27番 佐藤哲也	29番 若松一幸	30番 松浦義春
31番 布田久人	32番 齊藤富美雄	33番 伊東誠子
34番 藤岡茂憲	35番 檜岡悦子	36番 嘉成久雄
37番 三沢定幸	38番 後藤久美	

4. 欠席委員(3名)

12番 簾内豊	21番 畠山正敏	28番 米澤一
---------	----------	---------

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3	報告第3号	農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて
第4	議案第27号	非農地証明交付申請の承認について
第5	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第30号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美      副主幹 佐 藤   修      主査 鈴 木   潤

8. 議事録署名委員

29番 若 松 一 幸      30番 松 浦 義 春

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成27年北秋田市農業委員会第8回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ ( 省略 )
会 長	7月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、12番簾内豊委員、21番畠山正敏委員、28番米澤一委員の3名です。38名中35名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第8回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
会 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 ( 異議なしの声 )
会 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。29番若松一幸委員、30番松浦義春委員のご両名にお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 ( 詳細省略 )
会 長	会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思ひます。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

- 事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )
- 会長 ありがとうございました。報告第2号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。  
  
( なしの声 )
- 会長 質問がないようですので、次に進みます。続きまして「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」を議題として事務局の説明を求めます。
- 事務局 「報告第3号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」議案書により説明。  
( 詳細省略 )
- 会長 ありがとうございました。報告第3号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。  
  
( なしの声 )
- 会長 質問がないようですので、次に進みます。続きまして「議案第27号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。
- 事務局 「議案第27号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )
- 会長 議案第27号について事務局より説明して頂きましたが、現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番については議席番号9番杉淵渉委員さん受付番号2番については議席番号14番松橋利彦委員さんからお願いたします。
- 9番 9番杉淵です。受付番号1番の調査報告いたします。調査日は、6月29日月曜日午前9時00分より調査委員は議席番号10番佐藤利子委員・12

番簾内豊委員・14番松橋利彦委員と私の4人です。事務局からは長岐局長・佐藤副主幹・鈴木主査の計7人で現地調査してまいりました。4条でも出てきますが、YIさんが今回4条申請するとき農地であることがわかったためであります。現況は本人が植林したわけではなく、隣接の森林から種がこぼれてそのまま大きくなって、森林の様相を呈している状態のため今回の申請となっております。周りに及ぼす影響等もないので問題ないと見てきました。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 つづきまして、松橋委員さんお願いたします。

14番 14番松橋です。現地調査日、調査員は杉渕委員と同じですので省略させていただきます。場所は阿仁水無・湯口内です。キササギ橋手前のカーブ右側で国道の下になります。沢が流れており昭和55年頃に水害により田んぼが流される被害を受け、そのままになっていたようです。回りは杉林でそこに行くには民家の敷地内を歩いて行かなければならないような場所でした。周りも杉林で影響もないと見てきました。非農地として問題ないと見てきました。

会 長 ありがとうございます。議案第27号について事務局及び現地調査していただいた委員さんからも説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

会 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第27号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

会 長 異議なしと認め決定いたします。続きまして「議案第28号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第28号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

会 長 議案第28号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番について議席番号9番杉淵渉委員さんからお願いいたします。

9番 9番杉淵です。調査員・調査日については、先程の報告と同じでありますので省略いたします。位置図14ページから19ページをご覧ください。場所は旧合川町の金沢地内になります。同じ場所に農業施設があったのですが、今年の春に火事により消失してしまいましたが、また同じように農業用施設を建築しようとしたら地目が農地であったため今回の申請となっております。もう一箇所については、現在コンバインを格納しておりますが、ここについては追認ということになります。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。事務局・現地調査していただいた委員さんからも説明が終わりました。議案第28号について、これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

34番 34番藤岡です。隣接の76-1の地目が田になっておりますが、水稻か何か作付けされておりますか。

事務局 今現在は、ビニールハウスが3棟建っており、家屋とハウスの間は一部通路として使用されている状況です。水稻ではありません。

会 長 その他、ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

会 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第28号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第29号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求め

ます。

事務局 「議案第29号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

なお、農地区分については、第1種農地と考えます。

会 長 議案第29号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番について議席番号10番佐藤利子委員さんからお願いいたします。

10番 10番佐藤です。調査日・調査員は省略させていただきます。場所は栄字摩当からさらに奥へ10分位進んだところの田沢集落であります。位置図21ページから25ページを見てください。KMさんとKMさんは親子関係であり使用貸借とのことですが、申請地は境界等しっかりしており問題ないと見えました。みなさんのご審議よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。議案第29号について、それぞれ説明していただきました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

19番 19番小野です。職業は農業とのことですが、消防器具置場となっておりますがどんな内容ですか。

会 長 事務局の説明を求めます。

事務局 申請地の真向かいに消防器具置場がございますが、所有者に更地にして返さなければならなくなったことで、消防器具置場は市で建築しますが、土地は自治会で準備してくださいとのこと。ここの田沢集落は地縁団体になっていないため代表の方となります。自治会長さんであるKMさんの名義での使用貸借となっております。建築後の維持管理は自治会となっております。中には消防ポンプやホース等格納されます。

会 長 暫時休憩いたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第29号」について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第29号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

( 詳細省略 )

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ありがとうございます。「議案第30号」につきまして、事務局から説明が終わりましたが、これから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。ご質問ご意見等何かございませんか。

34番 34番藤岡です。所有権移転の受付番号1番についてですが、所有権を移転するKHさんほか2名となっておりますが、兄妹とか共同の所有者とかですか。

事務局 2名ともKHさんの甥になります。KHさんが二分の一、甥の二人が四分の一ずつで3名となっております。

34番 親が持っていたのを相続して公社に売買することですね。

事務局 そのとおりです。相続するときにこのように3人で相続したとのことです。

会 長 暫時休憩いたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第30号」について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

8 番 8番佐藤です。利用権設定の受付番号6番について、北秋田市米内沢財産区名義となっておりますが、登記が山林で現況が畑となっております。内容について教えていただきたいと思えます。

事務局 農業委員会は現況主義で考えますので、登記が山林・現況が畑（牧草地）ですから農地法の適用になります。新規となっておりますが、FKさんのお父さんが借りておりましたが、亡くなったため今回息子さんの名前で新規に使用貸借する申請となっております。財産区については市役所の管財課で管理しており、管財課の台帳も使用貸借で記載管理されております。

8 番 現況は牧草地を借りているということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 暫時休憩いたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第30号」について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

会 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第30号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

会 長 以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成27年第8回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。



